

富士宮市インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市（以下「市」という。）が、学生等に対し市の業務における就業体験の機会を与え、学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的に実施するインターンシップに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「学生等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校（高等専修学校及び専門学校を含む。）（以下「大学等」という。）の学生のうち、インターンシップの受入条件を満たす学生をいう。

2 この要領において「インターンシップ」とは、実習を希望する学生等を受け入れて、実習を行わせることをいう。

3 この要領において「インターンシップ実習生」とは、次条第2項の規定による受入れの決定を受け、実習を行う学生等をいう。

(インターンシップ実習生の受入手続)

第3条 インターンシップを希望する学生等又は当該学生等が在学する大学等は、市に対して電子申請により申し込むものとする。

2 市は、前項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、受入れの可否及び受入部署を決定し、学生等又は大学等に通知するものとする。

(1) インターンシップを希望する目的及び理由等が適当と認められること。

(2) インターンシップの受入部署の業務に支障がないこと。

3 市は、大学等からの求めに応じ、インターンシップの取扱いに関する協定を締結することができる。

(インターンシップの募集)

第4条 市は、インターンシップの募集期間及び募集内容等を市のホームページ等により公表するものとする。

(実習期間及び実習時間)

第5条 実習期間は、インターンシップ実習生ごとに原則として2週間以内で

定めるものとする。

- 2 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市が必要と認めたときは、別に実習時間を定めることができる。

（報酬等）

第6条 市は、インターンシップ実習生に対して報酬、賃金、手当その他の金品を支給しない。

（服務義務）

第7条 インターンシップ実習生は、在籍する大学等の学生等としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。

- 2 インターンシップ実習生は、市職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、法令を遵守しなければならない。

- 3 インターンシップ実習生は、実習上知り得た情報を漏らしてはならない。その実習を終えた後もまた同様とする。

- 4 インターンシップ実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができないときは、あらかじめ受入部署にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第8条 インターンシップ実習生は、第3条第1項の規定による申込みに当たり、市に対して、誓約書（別記様式）を提出しなければならない。

（実習の中止）

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) インターンシップ実習生が第7条に規定する服務義務に反する行為を行ったとき。
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

- 2 市は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を大学等又はインターンシップ実習生に通知するものとする。

(実習中における事故責任等)

第10条 大学等又はインターンシップ実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 インターンシップ実習生が、故意又は過失により第7条第2項又は第3項の規定に反する行為により、市又は第三者に損害を与えたときは、インターンシップ実習生は、これらに対して責任を負わなければならない。

3 インターンシップ実習生が、第三者に対して与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(実習の証明)

第11条 市は、学生等又は大学等が実習内容等についての証明を求めたときは、これに応じるものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月15日総務部長決裁)

この要領は、総務部長決裁の日から施行する。